第十二条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者

第十二条第一項第八号中「役員」の下に「又は環境省令で定める使用人」を加え、同項に次の一号を加える。

九　個人であつて、その環境省令で定める使用人のうちに第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者があるもの

第十九条第一項第五号中「第六号から第八号」を「第五号の二から第九号」に改める。

第二十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の基準は、動物の愛護及び適正な飼養の観点を踏まえつつ、動物の種類、習性、出生後経過した期間等を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

二　動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

三　動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

四　動物の疾病等に係る措置に関する事項

五　動物の展示又は輸送の方法に関する事項

六　動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

七　その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

3　犬猫等販売業者に係る第一項の基準は、できる限り具体的なものでなければならない。

第二十一条の四中「対し」の下に「、その事業所において」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（動物に関する帳簿の備付け等）

第二十一条の五　第一種動物取扱業者のうち動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱いを業として営む者（次項において「動物販売業者等」という。）は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有し、又は占有する動物について、その所有し、若しくは占有した日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2　動物販売業者等は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一　当該期間が開始した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数

二　当該期間中に新たに所有し、又は占有した動物の種類ごとの数

三　当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物の当該事実の区分ごと及び種類ごとの数

四　当該期間が終了した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数

五　その他環境省令で定める事項

第二十二条第一項中「ため」の下に「、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから」を加え、同条第二項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第三項中「いう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

4　都道府県知事は、動物取扱責任者研修の全部又は一部について、適当と認める者に、その実施を委託することができる。

第二十二条の六の見出しを「（犬猫等の検案）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

第二十三条第一項中「第二項」を「第四項」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「その勧告に従わない」を「正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者が前二項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第二十三条に次の一項を加える。

5　第一項、第二項及び前項の期限は、三月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

第二十四条の二中「。以下この条」の下に「及び第三十七条の二第二項第一号」を加え、同条第二十四条の二の二とし、第三章第二節中第二十四条の次に次の一条を加える。

（第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告等）

第二十四条の二　都道府県知事は、第一種動物取扱業者について、第十三条第一項若しくは第十六条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、その者に対し、これらの事由が生じた日から二年間は、期限を定めて、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺の生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため必要な勧告をすることができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3　都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、第十三条第一項若しくは第十六条第二項の規定により登録がその効力を失い、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状況、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

4　前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第二十四条の四中「、第二十一条」の下に「（第三項を除く。）」を加え、「第二十四条の二の二」に、「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「又は第二項」を「又は第四項」に改め、「第一項」と」の下に「、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第一項」と、同条第五項中「第一項、第二項及び前項」とあるのは「第一項及び前項」と」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定するもののほか、犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者については、第二十一条の五第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「所有し、又は占有する」とあるのは「所有する」と、「所有し、若しくは占有した」とあるのは「所有した」と、「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と読み替えるものとする。

第二十五条第四項中「前三項」を「第二項から第五項まで」に、「又は命令」を「、命令、報告の徴収又は立入検査」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「多数の」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5　都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

6　第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第二十五条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。